

令和3年6月1日から

# 食品営業許可の申請手数料が変わります

食品衛生法改正により、令和3年6月1日から、営業許可業種の一部が、新設、統合されます。それに伴い、食品関係の営業許可申請手数料を変更します。

## Q1. 手数料はどう変わるの？

### A1. 新設・統合された業種を除き、手数料に変更はありません。

営業許可申請手数料は、許可申請に係る事務の内容や業務にかかる時間に基づき設定をします。しかし、今回の改正では、新型コロナウイルス感染症による影響がある中、事業者の皆様に変更する負担増とならないように、手数料を増額しない方針のもと、改正を行いました。

そのため、飲食店営業や食肉販売業など、改正後も変わらない業種は現行手数料を据え置き、新設された業種や統合された業種の手数は、現在の業種の手数を参考に、以下の表のとおりを設定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況が好転したのち、受益者負担の考え方のもと、適正な手数料に改正する可能性があります。

### 新設・統合業種の手数料一覧

改正後の業種	許可区分	改正後 手数料（円）
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	7,200
	更新	5,100
水産製品製造業	新規	19,200
	更新	9,600
みそ又はしょうゆ製造業	新規	19,200
	更新	9,600
複合型そうざい製造業	新規	35,200
	更新	23,300
冷凍食品製造業	新規	25,200
	更新	12,600
複合型冷凍食品製造業	新規	35,200
	更新	23,300
密封包装食品製造業	新規	19,200
	更新	9,600
食品の小分け業	新規	16,800
	更新	8,400

## Q2. 営業許可満了時の申請において、新しい業種に移行する場合の手数料はどのようになるの？

### A2. 改正前後の業種の更新手数料を比べ、最も安い金額を適用します。

現在の営業許可を継続する場合、初回の申請は、現在取得している業種と継続時に移行する業種の更新手数料を比べ、安い金額を適用します。そのため、取得する許可が変わり、改正後の更新手数料が高くなる場合でも、現在の更新手数料と変更はありません。なお、2回目以降の申請は、継続時に取得した業種の更新手数料が必要です。

#### 例1：喫茶店営業から飲食店営業に移行する場合

現在の許可業種	改正前の更新手数料 (円)	※喫茶店営業は廃止。 飲食店営業に統合。	取得する許可業種	改正後の更新手数料 (円)
喫茶店営業	5,700	→	飲食店営業	8,900

初回の手数料は、金額の安い5700円を適用

#### 例2：そうざい製造業から食品の小分け業に移行する場合

現在の許可業種	改正前の更新手数料 (円)		取得する許可業種	改正後の更新手数料 (円)
そうざい製造業	12,600	→	食品の小分け業	8,400

※仕入れ品の小分けのみを行っている施設は、食品の小分け業に移行ができます。

初回の手数料は、金額の安い8400円を適用

※現在の営業許可満了日の1～2か月前に、手続きのご案内に関する通知を送付いたします。  
※移行する業種は、現在の営業状況を確認した上で判断いたします。  
※営業者が変わる場合、施設を移転する場合、営業施設が大きく変更する場合などは、新規の営業可申請が必要となる場合があります。必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先

品川区保健所生活衛生課食品衛生担当 電話：03-5742-9139